

# 第12回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面（郵送）又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 開催日時

2026年5月27日（水曜日）午前10時  
受付開始は午前9時を予定しております。

## ■ 開催場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD7  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## ■ 決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

## ■ 株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができます。  
議決権行使期限 2026年5月26日（火曜日）午後6時まで  
(詳細は「議決権行使のご案内」4～5頁をご覧ください。)

## ■ 目次

第12回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	9
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

**baycurrent**

株式会社ベイカレント

証券コード 6532  
2026年5月12日

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目3番1号  
株式会社ベイカレント  
代表取締役会長兼社長 阿 部 義 之

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第12回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイト  
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.baycurrent.co.jp/ir/stockinformation/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイト  
にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベイカレント」又は「コード」に当社証券コード「6532」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD7  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第12期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告および連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第12期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内  
後記（4～5頁）の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- 
- ◎株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面（郵送）又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。
  - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第17条第2項の規定に基づき、会場受付に議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

- ◎書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類をご送付しています。
  - ◎書面交付請求をされた株主様にお送りする書面につきまして、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。
    - ・事業報告「新株予約権等の状況」
    - ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ・事業報告「剰余金の配当等の決定に関する方針」
    - ・連結計算書類「連結持分変動計算書」
    - ・連結計算書類「連結注記表」
    - ・計算書類「株主資本等変動計算書」
    - ・計算書類「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は当社ウェブサイト (<https://www.baycurrent.co.jp/ir/stockinformation/>) に掲載させていただく予定です。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年5月27日（水曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年5月26日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネット等により議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月26日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

〒○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

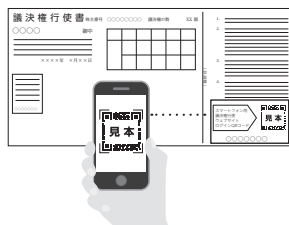
書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。  
また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

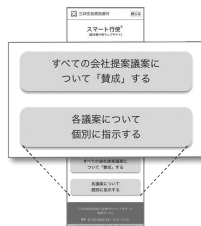
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



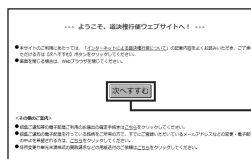
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

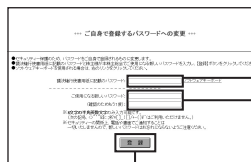
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

## 株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 【再任】	阿部 義之 あべ よしゆき (1966年4月4日)	2008年9月 旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社 2008年11月 同社執行役員 2015年5月 当社取締役 コンサルティング&IT事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長 2025年5月 当社取締役会長 2025年11月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	756,330株
(取締役候補者とした理由) 2008年に旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社後、同社執行役員に就任し、コンサルタント事業部門を統括する責任者として、2016年から当社代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2 【再任】	池平 謙太郎 いけ ひら けんたろう (1977年10月1日)	2007年9月 旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役 2015年6月 当社取締役営業本部長 2021年5月 当社代表取締役副社長（現任）	1,023,010株
(取締役候補者とした理由) 2007年に旧㈱ベйкаレント・コンサルティング入社後、コンサルタントを経て2011年に営業部門責任者となり、2015年から当社取締役営業本部長として継続的な業績拡大に貢献してまいりました。また、2021年から当社代表取締役副社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3 【再任】	中 村 公 亮 なか むら こう すけ (1982年7月7日)	2007年1月 旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役管理本部長 2021年5月 当社取締役最高財務責任者（現任）	851,459株
(取締役候補者とした理由) 2007年に旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社後、管理部門責任者となり、2015年から当社取締役管理本部長として財務・会計・労務・IR体制の構築に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4 【再任】	小 路 敏 宗 しょう じ とし むね (1984年7月5日)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 中央総合法律事務所入所 2016年3月 当社社外取締役（現任） 2025年4月 山下・柘・二村法律事務所パートナー（現任）	10,000株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小路敏宗氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって10年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。選任後は、同氏には法律専門家としての豊富な経験と見識をもとに、当社において、主に取締役として経営の監督を行うことを期待しております。これらのことから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 【再任】	佐藤真太郎 さとうしんたろう (1974年3月1日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 TMI総合法律事務所入所 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立 同所代表(現任) 2018年5月 当社社外取締役(現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>佐藤真太郎氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。選任後は、同氏には法律専門家としての豊富な経験と見識をもとに、当社において、主に取締役として経営の監督を行うことを期待しております。これらのことから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の阿部義之氏、池平謙太郎氏、中村公亮氏は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社バイカレント・コンサルティングからの入社であります。
3. 小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は、本議案により当社の取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、2026年4月に同内容で更新をしており、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本の経済は、各種政策の実行や雇用・所得環境の改善により、緩やかな景気の回復基調が見られる一方、米国の通商政策や地政学リスクの高まり、急激な為替変動や物価上昇などの側面から先行き不透明な状況が続いております。このような状況下において、各企業は更なる付加価値の向上やビジネス機会創出のため、積極的に新たな取り組みを行っており、これらの企業を支援するコンサルティング業界へのニーズは、DX（デジタルトランスフォーメーション）に加え生成AIを活用した企業変革支援の需要の高まりを背景に、引き続き高い状態が続くと予想されます。

当社グループは、現在の中期経営計画において「リーディングカンパニーの経営課題を解決する総合的なパートナー」を目指し、2025年2月期から2029年2月期において、売上収益の年率約20%を目安とした継続的な成長を実現し、2029年2月期における売上収益：2,500億円、EBITDAマージン：30~40%を達成することを目標としております。

この目標に向けて、当連結会計年度においては優秀な人材の採用・育成、コアクライアント戦略の推進、クライアントの経営課題を多面的に解決するサービスの強化を実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上収益は前年同期に比べ27.8%の増収、EBITDAは前年同期に比べ19.9%の増益、EBITDAマージンは計画の範囲内である35.1%となりました。

なお、当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

- ③ 資金調達の様況  
該當事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況  
該當事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況  
該當事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況  
該當事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況  
該當事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況 (IFRS)

区 分	第 9 期 (単体) (2023年 2 月期)	第 10 期 (単体) (2024年 2 月期)	第 11 期 (連結) (2025年 2 月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2026年 2 月期)
売 上 収 益 (百万円)	76,090	93,909	116,056	148,332
税 引 前 利 益 (百万円)	29,875	34,160	42,546	50,988
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	21,910	25,382	30,760	37,840
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	142.96	166.04	202.16	249.16
資 産 合 計 (百万円)	75,265	99,883	124,665	157,485
資 本 合 計 (百万円)	57,341	74,127	94,401	117,038
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	374.20	485.18	620.82	770.73

- (注) 1. 当社グループは第11期より連結計算書類を作成しているため、第9期及び第10期は連結経営指標等に代えて、単体の経営指標等について記載しております。
2. 上記、第9期及び第10期の数値に関し、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第9期及び第10期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。
3. 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第9期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分につきましては、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2023年 2 月期)	第 10 期 (2024年 2 月期)	第 11 期 (2025年 2 月期)	第 12 期 (当期) (2026年 2 月期)
売 上 収 益 (百万円)	76,090	93,909	64,894	36,364
経 常 利 益 (百万円)	29,029	33,526	18,469	5,785
当 期 純 利 益 (百万円)	21,026	24,648	13,329	6,063
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	137.18	161.25	87.61	246.16
総 資 産 (百万円)	66,572	84,230	91,929	77,498
純 資 産 (百万円)	50,421	66,487	69,650	60,822
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	329.03	435.17	458.05	717.10

(注) 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第9期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社バイカレント・コンサルティング	200百万円	100.0%	コンサルティング事業
株式会社バイカレント・テクノロジー	200百万円	100.0%	ITサービス事業

### (4) 対処すべき課題

#### ① 優秀な人材の採用と育成

当社グループは、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社グループが支援しているあらゆる業界の企業経営者に対する支援サービスは、知識集約ビジネスであり、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が当社グループの成長に影響すると考えております。

そのため、様々なバックグラウンドを持った優秀な人材の採用を進め、各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力することで、モチベーションの向上に努めてまいります。

また、多種多様な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図るとともに、自主性を重んじた個人の成長を最大限に引き出し、提案力・人間性の両面からの向上を図っております。

なお、当社グループは、数々のプロジェクトを業界やサービス領域を超えて手がけてきたプロフェッショナルだからこそ、クライアントのニーズに応えた実現性のある戦略立案ができると考えております。このため、特定の領域に限定することなく、様々な業界のプロジェクトを経験した高品質なサービスを提供できるプロフェッショナルな人材の育成を図ってまいります。

#### ② サービスの高付加価値化

当社グループは、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これら実行までの戦略立案等の総合的な経営支援サービスを提供することで、サービスの高付加価値化ができると考えております。

今後は、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、企業経営をサポートできるプロジェクトへの関与と、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化することで、更なるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

③ 適切な稼働率水準の維持

当社グループは、高い収益性を維持して持続的な成長をするために適切な稼働率（ある時点におけるコンサルタント全数のうち、プロジェクトに参画している人数の割合）の水準を維持することが重要であることを認識しております。積極的な人材採用を推進しながらも、適切な稼働率水準を維持できるよう事業活動に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

事業内容	主要なサービス
コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供

(6) 主要な営業所（2026年2月28日現在）

① 当社

本	社	東京都	港区
---	---	-----	----

② 子会社

株式会社ベイカレント・コンサルティング	東京都	港区
株式会社ベイカレント・テクノロジー	東京都	港区

(7) 使用人の状況 (2026年2月28日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
6,788名	1,321名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	125百万円
株式会社みずほ銀行	75百万円
三井住友信託銀行株式会社	31百万円
株式会社あおぞら銀行	31百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2026年2月28日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 260,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 155,411,410株 |
| (3) 株主数      | 18,493名      |
| (4) 大株主      |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	36,985,200株	24.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,156,900株	10.64%
江口 新	8,057,140株	5.31%
MSIP CLIENT SECURITIES	5,419,335株	3.57%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,041,958株	3.32%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	4,177,990株	2.75%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,977,724株	1.96%
萩平 和巳	2,926,420株	1.93%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,301,827株	1.52%
HSBC BANK PLC (UK) A/C CLIENTS RE UCIT5 JAPAN OMNIBUS TREATY	2,187,100株	1.44%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。  
 2. 当社は、自己株式3,557,256株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員である 取締役を除く。）	61,093株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除 く。）	一株	一名
監査等委員である取締役	一株	一名

- (注) 当社は、2025年6月18日開催の取締役会決議において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2025年7月18日付で当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）3名に対し自己株式61,093株の処分を行っております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の氏名等（2026年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	阿部 義之	
代表取締役副社長	池平 謙太郎	
取締役	中村 公亮	最高財務責任者
取締役	小路 敏宗	山下・柘・二村法律事務所パートナー
取締役	佐藤 真太郎	佐藤真太郎法律事務所代表
取締役（常勤監査等委員）	奥山 芳貴	
取締役（監査等委員）	糟谷 祐一郎	糟谷公認会計士・税理士事務所代表
取締役（監査等委員）	藤本 哲也	藤本哲也税理士事務所代表
取締役（監査等委員）	緑川 芳江	三浦法律事務所パートナー SOSiLA物流リート投資法人監督役員 (株)ジャストシステム 社外取締役 東プレ(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役小路敏宗氏、取締役佐藤真太郎氏、取締役（常勤監査等委員）奥山芳貴氏、取締役（監査等委員）糟谷祐一郎氏、取締役（監査等委員）藤本哲也氏及び取締役（監査等委員）緑川芳江氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有するものであります。
3. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由  
当社は、取締役及び使用人からの情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能を強化するために、奥山芳貴氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役（監査等委員）糟谷祐一郎氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）藤本哲也氏は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）緑川芳江氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律の専門家としての経験・見識を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) **当事業年度中に辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項**

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
北 風 大 輔	2025年11月19日	辞任	代表取締役社長

(3) **責任限定契約の内容の概要**

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、子会社の監査役であり、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

また、当該保険契約は、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		非金銭 報酬等	
		固定報酬	業績連動 報酬		
取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） （うち社外取締役）	1,359 (20)	160 (20)	798 (－)	401 (－)	6 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	44 (44)	44 (44)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	1,403 (64)	204 (64)	798 (－)	401 (－)	10 (6)

- (注) 1. 上表の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」の区分には、2025年11月19日に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の401百万円は、各事業年度において対象となる当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与した譲渡制限付株式報酬を、当事業年度において譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上した額であります。

- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

前事業年度である第11期（2025年2月期）におけるEBITDAの実績値43,489百万円に対し、業務執行取締役の過去1年間の実績及び当社の成長率、財務指標、法令遵守状況、ESGへの取り組み等に応じた一定の比率を乗じて算出された額を業績連動報酬としております。当該指標を選択した理由は、当社において重要な指標であることと、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、2025年6月18日開催の取締役会において、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して付与する具体的な支給時期及び配分について決定し、当社取締役3名に対し、2025年7月18日付で譲渡制限付株式の付与を行っており、その取引金額は458百万円（普通株式61,093株）であります。

株式を割り当てた際に付された条件としての譲渡制限期間は、2025年7月18日から2028年7月22日までとしております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1,500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めることを目的として、上述の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度における対象取締役に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額800百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,500,000株以内）と決議いただいております。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名であります。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額については、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

i 当社の取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じとする。）の報酬等の決定方針については、任意の諮問機関である指名報酬委員会の諮問を踏まえて取締役会で決議しております。また、取締役会は、指名報酬委員会の諮問を踏まえて取締役報酬の原案を取締役会で決議しておりますので、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、この方針は適宜改定を行っております。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された限度額の範囲で、各職責及び当業界におけるリーディングカンパニーであることを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下に定める方針のもと、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を確定させたうえ、その総額のうち、一部を月例の金銭報酬として支給し、残りを年1回の非金銭報酬として、定時株主総会終了後一定期間内に譲渡制限付株式報酬を付与することとする。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭報酬のみを支給することとする。

b 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員及び経営陣幹部の給与水準等を総合的に勘案し、適宜、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会が決定することとする。

c 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度のEBITDAに一定の比率（以下、「業績連動比率」という。）を乗じて算出された額を基準とする。業績連動比率は、業務執行取締役の過去1年間の実績及び当社の成長率、財務指標、法令遵守状況、ESGへの取り組み等に応じて、適宜、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会が決定することとする。なお、業績連動比率は、上記基本方針を踏まえて適宜見直すことができることとする。

d 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法並びに非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬とする。取締役会は、株主総会で承認された限度額の範囲で、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、各業務執行取締役に対する付与株式数を決定することとする。

なお、譲渡制限付株式報酬の割当契約書には、譲渡制限付株式報酬の付与対象者が、法令、社内規程に違反したと取締役会が認めた場合等に、当社が付与した株式の全部を無償取得することができる条項を定めることとする。

非金銭報酬等の額の業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬割合については、役位、職責等を踏まえ、中長期的なインセンティブとして十分機能するよう個人別の報酬総額の3分の1程度とすることを目安とする。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、適宜、指名報酬委員会に諮問し答申を得ることとする。

## ii 役員報酬等の構成

当社の取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬により構成されており、その支給割合は、基本報酬を3分の2程度（60～70%）、譲渡制限付株式報酬を3分の1程度（30～40%）とすることを目安として、基本報酬と譲渡制限付株式報酬の合計が100%となるようにしております。

固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬については、毎年6月以降の1年間の報酬を確定しております。支給方法は、定期同額給与として毎月一定の時期に現金により支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、今後1年間の勤務継続を前提にした報酬の一部として支給するものであり、譲渡制限期間（割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定めた期間。）の満了時点で譲渡制限が解除される仕組みとしており、譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上しております。

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しており、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

## ⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について特定の取締役に対する委任を行っておりません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である小路敏宗氏は、山下・柘・二村法律事務所のパートナーであります。

社外取締役である佐藤真太郎氏は、佐藤真太郎法律事務所の代表であります。

社外取締役（監査等委員）である糟谷祐一郎氏は、糟谷公認会計士・税理士事務所の代表であります。

社外取締役（監査等委員）である藤本哲也氏は、藤本哲也税理士事務所の代表であります。

社外取締役（監査等委員）である緑川芳江氏は、三浦法律事務所のパートナー、SOSiLA物流リート投資法人の監督役員、(株)ジャストシステムの社外取締役及び東プレ(株)の社外取締役であります。

当社は、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）に、株主と利益相反のおそれのない者を選任しており、当社とそれぞれの兼職先との間に人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小路敏宗	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回のうち3回に出席しており、客観的、中立的立場で当社の取締役の報酬等に関する意思決定における監督機能を担っております。</p>
取締役	佐藤真太郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回のうち3回に出席しており、客観的、中立的立場で当社の取締役の報酬等に関する意思決定における監督機能を担っております。</p>
取締役 (常勤監査等委員)	奥山芳貴	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回に出席し、主に企業経営の監視を行う豊富な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に金融機関の在外子会社のCEOを歴任した経験に基づく立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	糟谷祐一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に会計監査及び内部統制の専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	藤本哲也	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回に出席し、主に税理士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に会計及び税務の専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 緑川芳江	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

**5. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## 連結財政状態計算書

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>114,292</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>35,486</b>
現金及び現金同等物	72,308	借 入 金	262
売上債権及びその他の債権	36,610	リ ー ス 負 債	2,512
棚 卸 資 産	624	そ の 他 の 金 融 負 債	1,738
そ の 他 の 金 融 資 産	3,020	未 払 法 人 所 得 税	10,828
そ の 他 の 流 動 資 産	1,730	そ の 他 の 流 動 負 債	20,146
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>43,193</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>4,961</b>
有 形 固 定 資 産	13,631	リ ー ス 負 債	3,801
の れ ん	19,187	引 当 金	1,160
無 形 資 産	95	<b>負 債 合 計</b>	<b>40,447</b>
そ の 他 の 金 融 資 産	6,029	(資 本 の 部)	
そ の 他 の 非 流 動 資 産	79	親会社の所有者に帰属する持分	117,038
繰 延 税 金 資 産	4,172	資 本 金	282
<b>資 産 合 計</b>	<b>157,485</b>	資 本 剰 余 金	8,522
		自 己 株 式	△11,025
		利 益 剰 余 金	119,245
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	14
		<b>資 本 合 計</b>	<b>117,038</b>
		<b>負 債 資 本 合 計</b>	<b>157,485</b>

## 連結損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	148,332
売 上 原 価	64,346
売 上 総 利 益	83,986
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	33,069
そ の 他 の 収 益	14
営 業 利 益	50,931
金 融 収 益	120
金 融 費 用	63
税 引 前 利 益	50,988
法 人 所 得 税 費 用	13,148
当 期 利 益	37,840
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	37,840
当 期 利 益	37,840

## 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,448	流動負債	15,511
現金及び預金	13,849	1年内返済予定の長期借入金	263
売掛金及び契約資産	21,577	未払金	6,691
その他	25,022	賞与引当金	1,942
固定資産	17,050	関係会社未払金	5,672
有形固定資産	7,627	その他	942
建物	4,761	固定負債	1,165
その他	2,866	資産除去債務	1,160
無形固定資産	95	その他	5
その他	95	<b>負債合計</b>	<b>16,676</b>
投資その他の資産	9,328	(純資産の部)	
関係会社株式	567	株主資本	60,822
敷金	3,465	資本金	282
長期前払費用	814	資本剰余金	10,109
繰延税金資産	1,995	資本準備金	182
長期貸付金	2,300	その他資本剰余金	9,927
その他	187	<b>利益剰余金</b>	<b>61,456</b>
<b>資産合計</b>	<b>77,498</b>	利益準備金	25
		その他利益剰余金	61,431
		繰越利益剰余金	61,431
		<b>自己株式</b>	<b>△11,025</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>60,822</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>77,498</b>

## 損 益 計 算 書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 収 益		36,364
売 上 原 価		3,144
売 上 総 利 益		33,220
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,514
営 業 利 益		5,706
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	81	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1	
そ の 他	14	96
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
支 払 手 数 料	7	17
経 常 利 益		5,785
税 引 前 当 期 純 利 益		5,785
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	△31	
法 人 税 等 調 整 額	△247	△278
当 期 純 利 益		6,063

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社ベイカレント  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤	哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚	弘毅

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベイカレントの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ベイカレント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年3月18日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、自己株式の消却に係る事項について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社ベイカレント  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 塚 弘 毅

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベイカレントの2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年3月18日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、自己株式の消却に係る事項について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月22日

株式会社ベイカレント 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 奥山芳貴 ㊟

監査等委員（社外取締役） 糟谷祐一郎 ㊟

監査等委員（社外取締役） 藤本哲也 ㊟

監査等委員（社外取締役） 緑川芳江 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム  
ホールD7



## 交通のご案内

### JR 有楽町駅

国際フォーラム口より徒歩1分

### 東京メトロ

有楽町線・有楽町駅

B1F 地下コンコースにて連絡

### JR 東京駅

丸の内南口より徒歩5分  
(京葉線東京駅とB1F 地下コンコースにて連絡)

### 東京メトロ

日比谷線	日比谷駅	徒歩5分	銀座線	徒歩6分
銀座線	銀座駅	徒歩7分	京橋駅	徒歩7分
千代田線	二重橋前駅	徒歩5分	日比谷駅	徒歩7分
丸の内線	銀座駅	徒歩5分		

### 都営地下鉄

三田線 日比谷駅 徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

